

## 斎場のご利用について

死亡届が役場窓口へ提出された際、届出人の方へ火葬の希望日時を確認し、斎場使用許可書を発行しています。

火葬は、死亡時刻から24時間経過後可能となり、火葬の所要時間は約2時間です。

斎場使用料、火葬の受付時間などは次のとおりです。

**【斎場使用料】** 住民10,000円 住民以外15,000円 生活保護受給者 無料

**【火葬受付日時】** 死亡届が提出された翌日以降  
午前9時から午後2時まで

**【斎場休場日】** 1月1日、8月13日

※原則として、役場へ死亡届を提出された当日の火葬はできません。

ご遺体の腐敗が進んでいるなどのやむを得ない事情がある場合は、役場窓口でご相談ください。

**【お問合せ】** 住民生活課 住民係 担当：竹内、村川

## 年末のし尿汲み取りのお知らせ

年末のし尿汲み取りは、時節柄大変混雑しますので、住民のみなさんのご協力をお願いします。

■年内のし尿汲み取りは、**12月21日(月)までに下記業者へ申し込みした分**とします。

■申し込み順に、順次汲み取りしますので、日時指定はご遠慮ください。

■便槽周囲の除雪・清掃にご協力ください。

記

有限会社 佐井清掃 ☎ 38-2011

**【お問合せ】** 住民生活課 住民係 担当：竹内

## 汲み取り式および水洗トイレ使用についてのお願い

最近、便槽および浄化槽の中に「紙おむつ、生理用品、タオル、ビニール製品、そのほか水に解けない物など」の異物が混入していることが見受けられます。

し尿やトイレ用ペーパー以外の物が混入していると、し尿処理施設の機器類に故障が発生し最悪の場合、ご家庭や職場施設からの汲み取り便槽および浄化槽からのし尿などの受入ができなくなる事態が生じます。

紙おむつなど水に溶けない物はトイレの中には入れずに、ごみの分別ルールに従い適切に処理をしてください。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

**【お問合せ】** 下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課 ☎ 33-8852